

## 社会福祉法人 山栄会 報酬及び費用弁済に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人 山栄会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び費用弁済に関する事項を定めることを目的とする。

### (理事の報酬)

第2条 非常勤の理事の報酬は、無報酬とする。

2 理事長の報酬は、年額1,000万円を限度とする。

3 業務執行理事の報酬は、月額25万円を限度とする。

4 理事が法人業務をおこなう場合の報酬は、1日につき1万円とする。

### (監事の報酬)

第3条 監事の報酬は無報酬とする。

### (支給の方法)

第4条 役員の報酬は、毎月25日に通貨をもって本人に支給する。ただし本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用弁償)

第5条 役員等が理事会、評議員会又はその他の会議に出席のため、あるいは法人の業務のために旅行した時は、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員または評議員の居住地から交通費の実費額とする。

3 日当は理事会、評議員会は5,000円とし、研修などは1日10,000円とする。宿泊費は実費額とする。

4 理事長の秋田からの通勤手当は、別途定めるものとする。

### (公表)

第6条 法人はこの規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の決議を経ておこなう。

### 附 則

この規程は、平成30年2月10日から施行する。